

中小企業の資金繰りを支えます！

瀬戸市小口事業資金融資制度

お得なポイント！

- 小規模企業振興資金より0.4%の優遇金利
- 信用保証料の50%を補助(上限15万円) ※別途申込が必要

対象となるかた	市内に主たる事業所を持つ従業員数 20 人（商業・サービス業 5 人）以下の中小企業者で、申込日より6か月以上前から市内で同一事業を営んでいる方（ただし税金の未納がない方・法人の場合は代表者も含む）									
資金使途	運転資金・設備資金									
貸付限度額	1,250万円以内（ただし既存の保証協会の保証付融資残高を含みます）									
貸付期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内									
貸付利率（R8.4.1 現在）	3年以内	1.3%								
	3年超5年以内	1.4%								
	5年超7年以内	1.5%								
	7年超10年以内	1.6%（設備のみ）								
	（小規模企業等振興資金 小口資金（振小）の利率よりも0.4%減）									
貸付方法	原則として証書貸付									
返済方法	分割返済（6か月据置くことができます）									
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外は不要									
担保	原則として、無担保 （単位：年率%）									
保証料率	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

【取扱い金融機関】 瀬戸信用金庫、大垣共立銀行、十六銀行、あいち銀行、名古屋銀行

お問合せ・相談窓口

上記取扱い金融機関または、瀬戸市役所商工観光課商工金融係（瀬戸蔵3階）

TEL 0561-88-2651